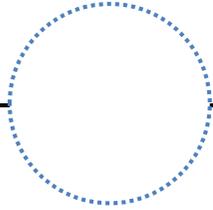


受付印



# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日提出

徳島市長 殿	住所又は所在地	② 特別徴収指定番号 (指定番号がない場合は「新規」に○)	新規
	① 氏名又は称	④ 電話番号	
	代表者職氏名	③ 法人番号	

徳島市市税賦課徴収条例第35条の5の2(同条例第37条の6の2において準用する場合を含む。)に規定する特別徴収税額の納期の特例の適用を受けたいので、同条例第35条の5の3の規定により承認の申請をします。

⑤ 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 ( 月10日納期分)以降の支給に係る給与所得及び退職所得に対する特別徴収税額				
⑥ 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払いを受ける者の人員及び各月の支払い金額 ※常時雇用人数を記入し、臨時雇用は別記のこと。	令和 年 月 (ほかに臨時 人 円)	令和 年 月 (ほかに臨時 人 円)			
	令和 年 月 (ほかに臨時 人 円)	令和 年 月 (ほかに臨時 人 円)			
	令和 年 月 (ほかに臨時 人 円)	令和 年 月 (ほかに臨時 人 円)			
⑦ 市税滞納の有無	有 ・ 無	滞納の理由	※市 処 理 欄	番号確認	未 ・ 済
⑧ 申請の日前1年以内に納期の特例についてその承認を取消されたことがある場合	取消を受けた年月日	令和 年 月 日		身元確認(本人・代理人)	未 ・ 済
				代理権確認	未 ・ 済

# 申請についての参考事項

## 1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得から特別徴収した市県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から翌年の5月までの支給分	翌年6月10日まで

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与所得の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- (5) 滞納や著しい納入遅延があるような場合には、その特例の承認を受けられないことがあります。
- (6) 申請書が却下された場合には、書面により申請書の提出があった日の翌月末日までに通知があります。

(注)また、この承認を受けても、遅納したり、納入を遅延したりするとこの特例の承認を取消されることがありますから特にご注意願います。

## 2. 申請書の書き方

- (1) ①欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入して下さい。ただし、個人の住所地又は法人の本店若しくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で市県民税の特別徴収及び行っている者が申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名を記入して下さい。
- (2) ②欄には、すでに市長から通知されている「特別徴収指定番号」を記入して下さい。指定番号がない場合は「新規」に○をして下さい。
- (3) ③欄には、法人の場合は13桁の法人番号を記入して下さい。
- (4) ④欄には、連絡に便利な電話番号を記入して下さい。
- (5) ⑤欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入して下さい。
- (6) ⑥欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と各月の給与の金額(賞与等の臨時給与の金額を含みます。)を記入して下さい。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数及び金額を( )内に記入して下さい。
- (7) ⑦欄には、徳島市に納める税金に滞納若しくは遅延がある場合には「有・無」欄の有を○で囲み、その理由を記入して下さい。ない場合には、無を○で囲んで下さい。
- (8) ⑧欄には、申請書を提出しようとする日以前1年以内において特例の却下若しくは取消の通知を受けている場合には、その年月日を記入して下さい。
- (9) ※印の欄には記入しないで下さい。